

財務省告示第三百五十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十一月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十二月九日

財務大臣 中川昭一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百四十

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九 法律第二十三号）第四十六

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法 各申込みのうち応募価格の高い

イ 価格競争

入札発行

もそのうち応募額を順次割り

当てる。

十 一	九	八						七						六														
一 発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	争	非	者	特	国	
発	替	額	低	入	札	格	第	参	債	札	格	込	入	札	格	第	参	債	札	格	行	入	札	格	第	参	債	札
行	単	面	額	札	格	第	参	債	札	格	込	入	札	格	第	参	債	札	格	行	入	札	格	第	参	債	札	
価	位	金	金	発	競	競	加	場	行	競	額	発	競	競	加	場	行	競	額	行	入	札	格	第	参	債	札	
格																												
日																												
平	す	額	の	振	千				千	六	一								額	億	額							
成	る	の	記	替	万				六	十	兆								面	八	面							
二	。	整	載	法	円				十	六	三								金	千	金							
十		数	又	の					八	万	千								額	万	額							
年		倍	は	規					億	四	八								で	円	で							
十		の	記	定					三	千	百								千		一							
一		金	録	に					千	四	百								七		兆							
月		額	は	よ					二	万	五								十		三							
二		に	よ	る					万	六	億								三		千							
十		よ	る	最					六	千	七								億		九							
日		も	の	額					千		八								円		百							
		の	面	座							百										二							
		と	金	簿																	十							
																					六							

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものとす。

一兆三千八百六十五億七千八百六十六万六千四百六十二円

億八千万七千七百三十三億円

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非者・特別参加	国債市場	入札競争
平成二十年十一月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期限は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	十六銭二厘百円につき九十九円五			十六銭二厘百円につき九十九円五	額面金額百円以上につき九十九円五